

毎月5日発行

Monthly

社会保険労務士法人のぞみ

第 155 号

税理士法人 のぞみ TEL0263-34-4488 FAX0263-34-0054

労基法施行規則等の改正

「届出等の際の押印等の廃止・36 協 定届などの様式の見直し」について

◆改正の趣旨

労働基準法および最低賃金法の規定に 基づき、使用者に提出が求められている 届出等について、規制改革実施計画(令 和2年7月17日閣議決定)等におい て、行政手続における押印の見直しが明 記されたことを踏まえ、これら届出等に 際し、使用者および労働者の押印、また は署名を求めないこととするというもの です。

◆規制改革実施計画

令和2年7月17日に閣議決定された 規制改革実施計画のデジタルガバメント 分野における新たな取組みとして、「行 政手続における書面規制・押印、対面規 制の抜本的な見直し」が掲げられ、「各 府省は、……原則として全ての見直し対 象手続について、恒久的な制度的対応と して、年内に、規制改革推進会議が提示 する基準に照らして順次、必要な検討を 行い、法令、告示、通達等の改正やオン ライン化を行う。」ことが明記されまし た。

◆改正の概要

労働基準法施行規則、事業附属寄宿舎 規程、年少者労働基準規則および建設業 附属寄宿舎規程ならびに最低賃金法施行 規則において、法令上押印等を求めない こととするとともに、労働基準監督署長

等への届出等の際に押印等を求めている 省令様式について押印欄を削除します。

押印等を求めている省令様式のうち、 36 協定届など、事業場の労働者の過半 数で組織する労働組合または労働者の過 半数を代表する者の記載のあるものにつ いては、労働組合の記名がされている場 合には事業場の労働者の過半数で組織さ れている旨を、過半数代表者の記名がさ れている場合には事業場の労働者の過半 数を代表している旨および当該過半数代 表者が労働基準法施行規則6条の2第1 項各号(※)のいずれにも該当する者で ある旨のチェックボックスを設けること とするほか、所要の改正を行います。

- ①法 41 条第2号に規定する監督また は管理の地位にある者でないこ と。
- ②法に規定する協定等をする者を選 出することを明らかにして実施さ れる投票、挙手等の方法による手 続きにより選出された者であっ て、使用者の意向に基づき選出さ れたものでないこと。

◆いつから施行

令和2年12月22日に改正省令が公 布され、令和3年4月1日に施行されま す。

事務所より

新年あけましておめでとうございます。昨年は 格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。 本年も、より一層のご支援を賜りますよう、従 業員一同心よりお願い申し上げます。